

ID: 1576

担当部署: 健康福祉部 子育て支援課

処分の概要	調査書類提出命令拒否による支給制限		
法令名 根拠条項	平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律 第9条		
法令番号	平成22年法律第19号		
【基準】 法第9条及び第28条第1項の規定による。 (支給の制限) 第9条 子ども手当は、受給資格者が、正当な理由がなく、第28条第1項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかったときは、その額の全部又は一部を支給しないことができる。 (調査) 第28条 市町村長は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無、子ども手当の額及び被用者又は被用者等でない者の区分に係る事項に関する書類を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。 参照 平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成23年法律第107号)			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日